

令和6年度事業概要報告について

事業名	実施事項	実施内容
1 広報啓発活動	(1) 暴力追放・銃器根絶運動推進県民大会の開催	○ 令和6年度の県民大会は、11月13日、イオンモールおかやま未来ホールにおいて開催し、第一部で暴力追放功労者・銃器根絶ポスター優秀者の表彰等を行い、第二部ではフリーアナウンサーによる講演、岡山県警察音楽隊の演奏を行った。
	(2) 広報・啓発資料の作成配付	○ 全国センター、県警察と連携し、 ・民暴相談のしおり (2,000部) ・暴力団情勢と対策～企業・行政対象暴力の現状 (2,500部) ・暴力団追放ポスター (3,000部) を、センター独自では ・暴追センターだより (1,500部) ・暴追”24 (1,000部) ・お客さま相談ノート (1,000部) ・暴力追放カレンダー (600枚) を作成・配付した。 ○ 賛助会員企業に対しては、隔月に暴力団情勢や不当要求の現状、対応要領等を内容とする「暴排スクラム」(A4版1～2枚)を約420箇所に配信した。
	(3) マスメディア等の活用による広報	○ 多くの県民にセンターの存在をアピールするため、岡山市内を運行する路線バスの車内アナウンスによる広報を実施するとともに、倉敷商工会議所、中国銀行50支店におけるデジタルサイネージを利用した広報を実施した。
	(4) 暴排意識の高揚	○ 責任者講習や暴力団排除協議会などの場を利用して暴力団との関係遮断と排除、不当要求への対応要領等の指導を行うとともに、岡山県内のプロスポーツ2団体と新たに暴排協議会を設立して研修会を実施し、暴排意識の高揚を図った。
2 暴力排除組織の援助活動	(1) 暴力排除組織の活動に対する支援	○ 暴力追放団体の総会や企業・業界団体等の研修会に出席して、暴排資料を提供するとともに、関係遮断、不当要求排除を要請した。
	(2) 暴排セミナーの開催	○ 令和6年度セミナーは、9月4日、岡山ふれあいセンターにおいて、賛助会員を対象に開催し、警察から暴力団情勢の説明、弁護士講演を行った。
	(3) 暴力追放推進委員会議	○ 暴排気運の普及・啓発活動を行う暴力追放推進委員会議は、6月に岡山・倉敷・津山の各支部で開催し、暴力追放運動のさらなる普及と啓発活動の活性化を図った。

事業名	実施事項	実施内容																		
3 暴力相談活動	暴力追放相談委員による相談活動	○ 暴力団や不当な要求にかかる相談573件を受理し、所要の指導・助言を行うとともに、必要により警察、弁護士会と連携した対応を行うこととしていた。 参考 <table><tr><td>年中</td><td>2年</td><td>3年</td><td>4年</td><td>5年</td><td>6年</td></tr><tr><td>件数</td><td>684</td><td>678</td><td>686</td><td>635</td><td>573</td></tr><tr><td>(%)</td><td>(13.2)</td><td>(11.0)</td><td>(7.7)</td><td>(4.8)</td><td>(4.3)</td></tr></table> ※（ ）は、相談者の相手方が暴力団（準構成員等を含む。）に該当した割合 ※ 引継は警察0件、弁護士0件	年中	2年	3年	4年	5年	6年	件数	684	678	686	635	573	(%)	(13.2)	(11.0)	(7.7)	(4.8)	(4.3)
年中	2年	3年	4年	5年	6年															
件数	684	678	686	635	573															
(%)	(13.2)	(11.0)	(7.7)	(4.8)	(4.3)															
4 不当要求防止責任者講習活動	公安委員会からの受託事業	○ 令和6年中、企業及び行政機関の不当要求防止責任者に対する講習は、 企業対象 40回 行政対象 27回 の合計67回、延べ1,675名を対象とした講習を実施し、カスハラ対策を含めた不当要求への対応要領・ポイントについての具体的な事例を挙げての指導を行った。																		
5 暴力団からの離脱救援活動	(1) 離脱者に対する救援	○ 広域連携協定の利用を含め、離脱・就労支援の要請はなかった。 ○ 受入企業については、令和6年度中、新たな企業の確保に至らなかった。																		
	(2) 暴力団離脱者就労対策協議会の開催	○ 令和7年1月20日、就労支援に関わる岡山労働局、岡山刑務所等で構成する暴力団離脱者就労対策協議会の総会を開催し、現況説明を行うとともに必要な援助を行った。																		
6 暴力団事務所の使用差止及び事務所撤去に係る支援活動	暴力団事務所の使用差止め等	○ 対象事案はなかった。																		
7 暴力団員等による不当な行為の救済保護活動	(1) 訴訟費用の貸付	○ 対象事案はなかった。																		
	(2) 暴排機器の貸出	○ 対象事案はなかった。																		
8 代理訴訟等の業務	暴力団事務所に対する住民運動の支援	○ 対象事案はなかった。																		
9 その他	民暴研究会の開催	○ 令和6年9月24日、令和7年1月29日、民暴研究会を開催し、「組長責任訴訟の新展望としての名古屋高裁判決」「公共施設における暴力団等反社排除」等について協議した。																		